

令和2年3月

川崎市営駐輪場免除申請手続きについて

1 一時利用について

駐輪場管理員を配置している駐輪場で、一時利用施設を設置している駐輪場において一時利用することができます。

駐輪場を利用する場合は、施設管理員へ障害者手帳等を提示し、管理員の指示に従い一時利用できます。利用する都度、障害者手帳の提示が必要となります。

2 定期利用について

駐輪場利用料金を免除で利用する場合は次のとおり手続きが必要となります。定期利用の期間は、1か月と3か月とします。

① 生活保護の場合

生活保護法の規定により、駐輪場利用料金の免除を受ける場合は、免除申請書及び居住地の福祉事務所が発行する被保護証明書を添付し申請をします。

申請ごとに、申請書および被保護証明書が必要となります。

② 身体障害者等の場合

身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものが利用する場合は、免除申請書及び添付書類として、各障害者手帳の写しを添付し申請をします。

申請ごとに、免除申請書が必要となります。

添付書類の各手帳の写しは、初回申請時（年度途中）及び年度当初に必要です。

なお、精神障害者保健福祉手帳については有効期限がありますので、年度途中で有効期限がきれた場合は、更新後の最初の申請時に手帳の写しが必要となります。

3 その他

免除で駐輪場の定期利用をする場合は、複数の駐輪場は利用できません。

他の駐輪場を利用する場合は一時利用に限ります。

※受付は各管理事務所での窓口対応となります。

◎ご利用になるエリアの管理事務所・連絡先の一覧は[こちら](#)

◎利用したい施設の定期利用空き状況は[こちら](#)